

令和2年度 第4回 藤沢市介護保険運営協議会

日 時：2021年（令和3年）2月10日（水）

午後2時から午後3時50分まで

会 場：藤沢市役所 本庁舎 5-2会議室

Z o o mによるオンライン会議

1 開会

2 議題

<公開議題>

(1) 令和2年度 藤沢市介護保険事業の実施状況について

◆事務局から【資料1】に基づき説明

●議題（1）について質問等

- ・ 委 員：1ページの「2要支援・要介護認定の状況」について。高齢化が進むにつれて認定者数の増加は免れません。介護に頼らない、あるいは、要支援から要介護へ移行しないためにも予防事業が一層重要になると思います。
- ・ 事 務 局：委員のご意見のとおり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護予防をはじめとして自立支援・重度化防止の取組が重要であると認識しております。一般介護予防事業は「フレイル予防」の促進のため、13地区ごとの身近な地域で介護予防講座の実施や「自宅でも、一人でも」取り組める体操等の普及、自主的に介護予防に取り組む団体への支援を行っていきます。
- ・ 委 員：コロナ禍において、他地域では、要介護・要支援申請件数、要支援1・2、要介護1の認定件数が減少していると聞いていますが、藤沢市では、そのような傾向はありますか。
- ・ 事 務 局：申請件数については前年度より減少していますが、これは、認定の有効期間が過去に数回、法改正により延長されたことにより、申請件数が多い年度と少ない年度ができてしまったことによるところが大きいと推測され、コロナ禍がどの程度影響を与えているかについては不明です。
また、要支援1・2、要介護1の認定件数については、3月から12月までの要支援1・2と介護1の合計認定件数が全認定件数に占める割合を各年度毎に比較すると、平成29年度は60%、平成30年度は56%、令和元年度は60%、令和2年度は57%となっており、必ずしもコロナ禍による影響とは言い切れないようです。
- ・ 委 員：1ページの「2要支援・要介護認定の状況（3）認定者数の計画値と実績」

の乖離が大きいと考えますが運営上の対応は問題ありませんか。

2ページの「(4)年齢区分別」で説明資料では、85歳以上は「全体に占める割合が50.9%と増加」とありますが、75-84歳との合計は、86.8%と令和元年のその86.5%とほぼ計画どおりの推移と見られます。特に、令和2年の75-84歳が前年より1%減少していますが、この理由は分析されておられるでしょうか？

- ・事務局：運営上の対応について特に問題が発生しているとは考えていませんが、今後も計画値と実数の乖離については注視していきたいと考えています。ご質問の点については特に詳細な分析は行っていませんが、75歳から84歳までの認定者数の割合についてはおおむね毎年減少傾向が続いており、ほかの年齢区分も含めた分析が必要ではないかと考えています。
- ・委員：33ページの「6 介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況」について。令和2年になって、特に、通所型サービスの利用件数が減少しているのはコロナの影響も考えられると思いますが、その場合、利用者のQOLが下がっているというような事は認められませんか。
- ・委員：12ページの「⑧通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」の「給付月額」及び「利用者数/月」について、前期依然と比較して低下が著しいですが、これはコロナ感染症による影響と考えて差し支えないでしょうか。14ページの「⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護」についても同様でしょうか。
- ・委員：認定者数の増加と利用者数の増加がみられても給付費の減少傾向にある理由は何が考えられるのでしょうか。コロナ感染のリスクから利用控えが起きているということも考えられますか？
- ・事務局：利用者のQOLがどのような影響を受けているかについて、正確に把握することは難しいと考えていますが、現在、認定調査票の記載から、コロナ禍が身体状況や認知機能にどのような影響を与えているかの調査集計を行っている中で、「外出ができない」や「友人、家族と会えない」といった記載が比較的多く見受けられ、QOLに影響を与えていることが伺われます。
- ・委員：計画より人口3,200人減、第1号被保険者2,200人減、第2号被保険者1,800人増、前期高齢者700人減、後期高齢者1,800人減となっています。計画との違いですが、人口減・高齢者減の理由は何でしょうか。第1号被保険者減で第2号被保険者増と高齢者減は朗報だと思います。
- ・事務局：第7期計画に係る高齢者数の推計値は、平成27年の国勢調査に基づき実施した藤沢市将来人口推計の値を用いています。前提として、将来人口推計は、過去の転入・転出による社会動態や死亡・出生による自然動態、開発等による政策的要因などを考慮して実施してい

ますが、長期的な傾向を把握することを主な目的としているため、短期間における推移では実態と乖離が生じることがあります。

総人口については、計画よりも多く推移しており、転入超過による増加が見込みよりも多かったことが要因と考えられます。

高齢者が計画と乖離していることについて、国勢調査は、住民登録の有無に関わらず居住実態に基づく数値となっているため、住所地特例者などが反映されていないことが要因の1つと考えられますが、詳細については分析が困難になります。

- ・ 委 員：37ページの「9 苦情相談状況 ②苦情相談具体例 その他」の「ハートページの情報量が横浜市と比較して少なく使いにくい」について。
ハートページの概要の説明をお願いします。苦情申し立て者は関係者ですか？一般市民ですか？どこを対象として作成したものですか。今後の改善はありますか。可能であれば苦情に対する回答をお聞かせください。
- ・ 事 務 局：介護保険制度全般については市が発行する「わたしたちの介護保険」でご案内していますが、ハートページは、介護保険サービス事業者の紹介を主な内容とする冊子であり、藤沢市が監修・協力し、発行事業者が編集したものです。介護事業者からの広告料で発行されています。介護を必要とする方やそのご家族の方を対象として作成しました。
本件苦情の申し立て者は、ケアマネジャーです。
掲載内容が一定のものとして決まっていることもあるため、今後の改善につきましては、発行元に対しこのようなご意見があったことを伝えます。
- ・ 委 員：38ページ「事故の種別件数」で「その他」の種別に、死亡に至った件数が数件ありますが、どのようなケースが含まれていますか？
- ・ 事 務 局：利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告が必要となっているため、肺炎、心不全などの利用者の病気や、老衰が含まれています。
- ・ 委 員：訪問型の事業所や通所型の事業所が、経営上、困難を来していると言われていますが、藤沢市の場合、そのような傾向はありますか。
- ・ 事 務 局：影響について、事業所に聞き取りをしたところ、利用控え等による影響がある事業所が多数ございました。なお、通所型事業所におきましては、介護報酬算定上の特例として、ご利用を控えた利用者宅への訪問又は電話による安否確認等においても介護報酬の算定が可能となることや、サービス提供時間ごとに区分されている介護報酬につきまして、2区分上の報酬算定が可能となる特例の取扱いにより、サービス提供の継続をしていただいています。
- ・ 委 員：コロナ禍において、入所型の施設・事業所は、感染症対策をどのような方法で行っていますか、そのことに対し藤沢市独自の支援策はありますか。
- ・ 事 務 局：神奈川県に所在する入所型の施設・事業所におきましては、令和2年12

月7日付け神奈川県資料「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応（一部改訂）」等に基づき、感染拡大防止対策や感染が疑われる場合の対応を行っています。

支援策といたしましては、神奈川県による飛沫防止パネル等の備品にかかる費用の支援、衛生用品（使い捨て手袋や介護用ガウン等）の配布等の他、藤沢市独自の支援として陽性者が確認された施設職員の方の宿泊場所の調整を行っています。

- ・ 委員：緊急事態宣言の続く中で、全国的に高齢者施設内での新型コロナのクラスター発生の報道を聞いていますが、委員の皆さんの中で施設系の委員の方がいらっしゃれば、藤沢市の施設の現状について聞かせていただきたいです。
- ・ 委員：特別養護老人ホームの理事をしています。特別養護老人ホームの中でもクラスターが出た施設、陽性者が出た施設、いくつか聞いております。ちょうど神奈川県が高齢者施設を重点的に対応してくれて、聞いたところによりますと、既にクラスター班にお越しいただき、職員も含めたPCR検査を大々的に行っています。まだまだ大変な時期ではありますが指導に基づいて対応しているところです。おかげさまで私の施設では、今のところ陽性者は出ておりませんが、面会制限や職員の検温ですとかアルコール消毒、マスクの着用等、県のマニュアルを参考にしながら日々対応しているところです。
- ・ 委員：市内の介護老人保健施設の事務の責任者をしています。藤沢市内ではクラスターの発生などは聞いていません。隣接市町村で、老健施設においてコロナの発生があったとか、全国レベルでコロナ発生の事例をお伺いしており、施設内では慎重な対応をしています。具体的に申しますと、基本的に新規入所希望者については、原則PCR検査を実施し陰性を確認して利用者を受け入れています。通所利用においても、送迎の利用に前に検温を徹底していただいています。職員についても、検温を徹底し、少しでも発熱の様子があれば出社を辞退していただくこととしています。面会についても、モニター面会を行い、外からの（コロナウイルスの）持ち込みを抑えることが一番肝要だという点から、入口でのシャットアウトを特に重要視しています。このように、緊張感を持って対応しているところです。
- ・ 委員：委員のご指摘の「施設」の定義ですが、高齢者の住宅系はどういう定義になっているのでしょうか。
- ・ 事務局：「施設」の定義については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院となっています。今般、施設居住系ということで報告させていただいている中には、介護付き有料老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護も含めてございます。なお、国の位置づける高齢者福祉施設と申しますと、サービス付き高齢者住

宅ですとか住宅型有料老人ホームなども含んでおります。本日私共がご報告させていただいたものにつきましては住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅については報告の件数には含まれておりません。

- ・ 委 員：今後、発生したときにクラスター班が本当に飛んできてくれるのかどうかというのが、私は事業所連絡会の方から出ているのですが、私たち事業所は非常に気になっております。高齢者住宅は私もやっているのですが、ヘルパーステーションとして参入しておりますので、対応がどうなっているのか、実を申しますとワクチン接種の順番の中には、そういったサ高住は入っていないのですね。訪問看護ステーションも入っていなかったという点で議論もあり、藤沢市には高齢者住宅がいっぱいあることもあって、そういった施設がコロナ発生となったときにどういうふうに応援に来てくださるのかといったところをぜひ教えていただきたいです。
- ・ 事 務 局：高齢者施設におきまして、介護保険の施設ではない住宅型有料老人ホームまたサービス付き高齢者住宅につきましても、感染者が発生した場合につきましては県のクラスター対策チーム（C-CAT）が対応させていただきます。
- ・ 委 員：ありがとうございます。住宅型施設の経営者はたくさんおりますので、みなさんに報告したいと思います。

（2）令和2年度 地域包括支援センター活動報告について

◆事務局から【資料2】に基づき説明

●議題（2）について質問等

- ・ 委 員：高齢化が進む中で、自宅で家族が介護困難に陥るケースも多いと思います。相談ケースが多すぎて、職員が業務過多になるようなことはありませんか？
- ・ 事 務 局：在宅での介護・療養に関すること以外に家族関係に関することや安否確認等、相談内容が多岐にわたっている現状はありますが、基幹型地域包括支援センターがバックアップ体制をとり、対応しています。
- ・ 委 員：コロナ禍において、相談件数が減少していますか。その原因をどのように考えていますか。電話相談は、前年度と比較して、どのような傾向がありますか。コロナ禍において、相談件数を増やすため、どのような工夫をしていますか。コロナ禍において、訪問の際、どのようなことを配慮・工夫していますか。
- ・ 事 務 局：コロナ感染症の影響により、総件数は前年度と比較して減少しています。年度初めは、コロナへの不安や外出自粛により相談件数が少なかったですが、9月以降に増え始めました。外出しないことでの身体状況の低下や、認定申請の区分変更を含む介護サービスの相談が多くなりました。

市職員と一緒に、介護サービスを利用していない高齢者宅に訪問し、困りごとがないか聞きながら、地域包括支援センターのリーフレットを配布しました。

高齢者の身体状況や生活状況等の変化を確認し、居宅介護支援事業所とも連携を図るようにしています。

- ・ 委 員：「3. 相談内容内訳（延）」について。令和2年になって、コロナへの対応が介護の現場でも大きな課題となっており、相談支援業務においても介護サービスの利用者等から様々な相談があったのではないのでしょうか。「相談内容内訳」の表に、コロナに関する相談という項目があってもいいのではないのでしょうか。
- ・ 事 務 局：コロナに関する相談の中には、様々な相談内容に関連しているため、どのように表記できるか検討していきます。
- ・ 委 員：コロナ禍でご苦勞をされておられる状況の中で、今後も「withコロナ」へのある程度長期的な対応の必要性が継続すると考えられます。活動の効率化の一助として、電話等以外のオンライン対応を一部の施設で試験的に導入されて、ご検討してはいかがでしょうか？
- ・ 事 務 局：地域包括支援センターが主催している地域ケア会議につきましては、Web会議システムを活用しオンラインでの対応を始めております。今後は様々な活動に広げられるよう検討していきます。
- ・ 委 員：介護認定者の高齢者人口に対する割合が13.8%と特段に低い湘南大庭地区です。とても良いことだと思います。他の地区は17%～19%ですが、特別な対策をしているのでしょうか。
- ・ 事 務 局：高齢者の75歳以下の人口が多く、かつ、総人口に対して自治会・町内会が多く活動的な地域であると聞いています。
- ・ 委 員：善行包括は、前期と比較して若干緩和されていますが、相談延べ件数に対する配置職員数が他の事業所に比べ少ないように思われますが、サービスに影響はありませんか。
- ・ 事 務 局：平成30年度に善行団地商店街の中に分室を開設したことにより、相談件数が増加しました。令和3年度から相談支援体制を強化するために、専門職1名を増員する予定です。
- ・ 委 員：ある地域包括支援センターを運営している職員全員がコロナ感染の関係で出勤できなくなった場合には、窓口相談等の対応はどのように考えられているのでしょうか？
- ・ 事 務 局：運営法人と協力して休業期間の周知の対応を図るほか、窓口相談等に関しては、近隣エリアの地域包括支援センターに協力を要請できる体制が取れるよう、日頃から連携を深める必要があると考えられます。また、地域包括支援センターの管理者とも意見交換を重ね、よりよい対応方法を検討していきたいと考えています。

- ・委員：先ほどコロナ禍の相談に係る工夫についてご説明いただきました。全国的にも相談業務というのは、相談がなければ件数も伸びませんが、相談を受ける側がもっと地域に出て行くなど工夫をしてやっていくとか、民生委員と連携をするとか、コロナ禍の困難な中でも地域包括支援センターの方が連携しながら、相談を掘り起こしていくような努力していただきたいので、よろしくをお願いします。

(3) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託可能な居宅介護支援事業所の承認について

◆事務局から【資料3】に基づき説明

●議題(3)について質問等

- ・委員：基本的な投げかけで申し訳ありませんが、支援専門員1名の事業所がありますが、不具合があった場合の危機対応としての対策は、事前にルール化されているのでしょうか。
- ・事務局：現段階ではガイドライン等は設けておりません。
しかしながら、事業所が何らかの事情により運営を継続できなくなった場合等、利用者に不利益が生じないよう推進室、地域包括支援センター、居宅介護支援連絡協議会等の関係機関と連携し、利用者のサービス提供が途切れることがないように、調整を図る対応に努めます。

(4) いきいき長寿プランふじさわ2023について(第1～4章、第6章)

◆事務局から【資料4-1及び4-2】に基づき説明

●議題(4)について質問等

- ・委員：第4章の事業の説明に担当課の記載がありますが、新たな課が掲載されています。来年度の組織改正について、その目的と概要を教えてください。
市内で1つ設置されている軽費老人ホームの記載がないと思いますが、掲載しない理由を教えてください。建設に際し、市の補助金も活用している高齢者福祉施設であり、大切な社会資源でもあると考えるがいかがでしょうか？
- ・事務局：別途資料を用いて、議題のその他で説明します。
本市が直接又は委託、補助等をしている事業を掲載しています。高齢化の進展に伴い、様々な状況に応じた住まいを確保することは、大変重要であり、軽費老人ホームも、また大切な社会資源の一つであると捉えています。
- ・委員：52ページ・164ページに、コミュニティソーシャルワーカーが配置されたと書かれていますが、配置されたことで、まだ、早いかもしれませんが、その効果はどうでしょうか。
109ページ、地域ケア会議での検討事項が、今回のプラン作成にどのよ

うな形で、影響を与えていますか。

120ページ・121ページ、介護者への支援(ケアラーケア)に、ヤングケアラーについては、触れないのですか。

- ・事務局：コミュニティソーシャルワーカーは、令和2年度に全13地区への配置が完了しました。民生委員や地域包括支援センターと連携して対応することで、多くの方への支援が可能となり、相談件数も増加しております。このことから、これまで公的な制度やサービスの利用に結びつかなかった方が適切な支援につながりつつあると考えております。

地域ケア会議では事例を通じて地域が抱えている課題や地域にある社会資源を共有し、自立に向けた支援方法の意識の見直しをすることができました。

介護者支援の中でも、高齢者により多く関わることを中心に記載しております。ヤングケアラーについては、子どもや教育の関係機関と連携を図り、総合的に取り組んでいきます。

- ・委員：「第4章 施策の展開」において、2021年度の介護報酬改定で（措置期間を設けて）無資格の介護職員に「認知症介護基礎研修」の受講を義務化しているかと思いますが、受講費の助成等は検討されていますか？

第4章の人手不足に対応したマネジメントの構築では、介護助手を担う事よりも、ICTの活用で、記録業務の負担が軽減出来ればと思います。

- ・事務局：（認知症介護基礎）研修の受講費助成については、これまでの特別養護老人ホーム又は地域密着型サービス事業所等における人材育成定着事業による研修支援制度を変更し、介護職員等キャリアアップ研修支援事業（140ページ）として、対象サービスを広げて実施する予定で進めています。マネジメントの構築（141ページ）について、介護助手を一例として記載していますが、介護事業所の実情に応じたマネジメントが大事であると捉えており、ICT活用も視野に入れて、事業所との意見交換等を行っていきたいと考えています。

- ・委員：資料4-1について。171ページ「基本目標8 非常時の対応」「2 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み」に関し、コロナ禍でオンラインの必要性（例えばオンライン診療、面談等）が取り上げられました。この点、高齢者はIT弱者ですが、今後非常時において、高齢者にオンラインに関して何らかの支援・対策を行う方針はありますか。

- ・事務局：オンラインを活用した介護予防事業の実施について検討しているところですが、オンラインでの講座受講に技術的な支援が必要な方がいることは認識しております。また、介護事業所についても、オンライン面会など、ICT化を進めているところもあり、補助事業や効果的な事例の周知等の支援に努めていきます。

- ・委員：コロナ禍の中で、令和２年度の「事業中止」はやむを得ないと考えますが、令和３年にワクチン接種が開始され、年度後半からは、ある程度活動が可能になるかとも考えますが、８７ページ他各所に見られます「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じ、安全に利用できる場の提供とICTを活用するなどの新しい生活様式をふまえたコミュニティのあり方を検討します」とありますが、今後３年間の計画ですので、「withコロナ」に対応して、もう少し踏み込んだ行動計画を織り込むことは検討されていないのでしょうか。
- ・事務局：新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、地域活動や高齢者の健康を守り、生活を支える各種事業において、感染症拡大防止対策を踏まえた事業実施内容を検討しております。
資料４－１の１７５ページ「基本目標８ 施策２ 新型コロナウイルス感染症に対する取組」で、新しい生活様式に基づいた健康づくり・介護予防、居場所事業について、現時点で提示できる取組等を記載しております。
- ・委員：１４１ページのロボットやICT活用で視察や意見交換のみでなく、一部に試験的に導入して効果や改善点の分析をしてみたいかと思いますが、いかがでしょうか？
- ・事務局：介護ロボットについては、施設への貸出しや、県が実証実験として導入検証を行う事業があり、分析については、これらの取組も参考にして検証していきます。
- ・委員：資料４－１の１４７ページの「文書削減等の取組」について、現場負担の軽減を配慮した取組をしていただき感謝します。できれば１４２ページからの「施策３ 介護保険制度の適正な運営」全般にわたり同様の取組をさらに推進されるよう検討いただけると助かります。
- ・事務局：介護人材が不足する中であって、利用者へのケアの質を確保するためにも業務効率化は急務であり、文書をはじめとする負担軽減の推進を図っていきます。
- ・委員：資料４－２で、保険事業の受託による業務量の増加は、どのように対応するのですか。令和３年度はどの程度までの事業展開を予定していますか。
- ・事務局：業務量の増加については、後期高齢者医療広域連合からの委託料に人件費が含まれており、事業に係る人員の確保により対応する予定です。
令和３年度は、KDBシステムを活用した地域の健康課題の把握や低栄養防止・重症化予防の取組を中心とした個別支援（ハイリスクアプローチ）、介護予防と連携した、高齢者の集まる場等における医療専門職による積極的関与（ポピュレーションアプローチ）の一部実施を予定しています。
- ・委員：資料４－２の「２（３）健康状態が不明な高齢者の状態把握、受診勧奨等」とありますが、具体的な方法はどのように検討されていますか。
- ・事務局：国の示すガイドラインにおいて、KDBシステムの健診・医療データ等を活用し、健康状態不明な高齢者を抽出するとされており、本市においては、

令和3年度以降、KDBシステムを実際に活用する中で、具体的な方法を検討していく予定です。

- ・委員：資料4-2について。令和3年度から令和6年度にかけて「段階的に実施」ということですが、【事業内容】に記載された項目が、令和6年度までに行う全体像でしょうか。
「個別的支援（ハイリスクアプローチ）」について、具体的にどのように高齢者に通知、相談・助言を行うか、教えてください。
- ・事務局：事業内容に記載した項目が、令和6年度までに実施する全体像となります。
「個別的支援（ハイリスクアプローチ）」については、後期高齢者健康診査の結果等から対象抽出を行い、通知をした上で、本人にアプローチを行う予定です。
- ・委員：資料4-2の保険事業と介護予防の一体的な実施について、少し具体例を聞かせていただきたいです。地域包括ケアシステム推進室で行っていた事業を健康増進課で行っていくということでしょうか？
- ・事務局：具体例として、ハイリスクアプローチについては、健診データより低栄養や糖尿病等の健康課題がある人を抽出し、保健師・栄養士などの医療専門職が個別に支援することや、ポピュレーションアプローチについては、高齢者が集う場所において、介護予防と連携を図りながら、フレイル予防についての健康教育、健康相談等を実施することなどを予定しています。
地域包括ケアシステム推進室で現在実施している介護予防事業は、令和3年度からは高齢者支援課で引き続き実施します。
- ・委員：この4月から介護保険事業所は報酬改定ということで色々と様変わりしてきます。その中で分かりづらいところがたくさんありまして、例えば科学的介護推進体制加算といったITを駆使するような加算体制があります。我々事業所においても、みんながみんな全部周知して分かっているということではありません。ケアマネのみなさんに説明会が開催されることは聞いております。その時に同席もしくは別段で説明会なるものを、2月の下旬とか3月の初旬とかでぜひともお願いしたいなと、まさに4月から始まってしまいますので、よろしく申し上げます。
- ・事務局：今回の報酬改定に複雑なところがあるとは認識しております。コロナ禍でありますので集まるのは難しいところがありますけれども、できるだけわかりやすいかたちで、まずはホームページ等で事業所ごとにわかりやすいかたちで資料を提示するだとか、工夫をしながら事業者さんへ周知等を図っていきたいと考えております。また事業者指導につきましても事業者支援というところが大事であると国の方も提示していますし、市としてもそのように受け止めておりますので、指導を強化する中であわせて加算の部分も含めて情報共有できればと思っております。
- ・委員：訪問看護師もヘルパーも、現場の職員は資料をいただいても目を通す時間

が無いほど忙しいので、こういう時間を1時間でも2時間でもいただいて、情報共有という顔の見えるかたちでできるのを、私はすごく願っております。資料を送ってきていただくというかたちだけではない方法を、ぜひともお考えいただきたい。ケアマネがどこかに集まるというふうに聞いておりますけれども、集まるのが無理ならば、今回のようなZoomのかたちで結構ですので、通知をお送りいただく以外の方法を、ぜひご検討いただきたいです。

- ・委員：先ほどヤングケアラーに関して、地域福祉とか別のプランで検討しているというご説明をいただいたのですが、今回のプランのいちばん最後のところの217ページの言葉の説明にヤングケアラーについても書いてありますので、例えば、埼玉県ではヤングケアラーの実態調査を行っているとか、藤沢市もかなりヤングケアラーに関心があり色々なことをやっているようですが、もしできましたら今回のプランの120ページの「(3) 介護者への支援」のケアラーケアで、ヤングケアラーについては、たとえば地域の別の施策で展開していくということについて、なお書きやカッコ書きで入れていただくといいかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。
- ・事務局：ただいまいただきましたご意見、記載の内容について検討させていただいて載せられるように努めていきたいと思っております。
- ・委員：資料の4の2なのですけれども、今回この図にあるように保険事業というのが今度新たに設置される健康医療部のほうにKDBシステムを移行されるということを聞いております。来年度の第1回目の介護保険運営協議会において、健康医療部のほうからこの一体的な実施それから介護予防等に関してどうやって据えていくのか、KDBシステムをどのように活用していくのか、ぜひ運営協議会へ来ていただいて、ご説明していただけたらと思っております。よろしくお願ひします。
- ・事務局：了解しました。

(5) 石川いきいきサポートセンターの設置等について

◆事務局から【資料5】に基づき説明

●議題(5)について質問等

- ・委員：石川分室は、従来の六会包括が運営している法人と同じということでしょうか。
- ・事務局：六会地域包括支援センターの分室として設置しますので、本所を運営している法人と同じです。
- ・委員：土日しか行けない方もいると思いますが、藤沢市内のサポートセンターで土日に相談できる場所はありますか。
- ・事務局：片瀬地域包括支援センターのみ土曜日に開所しています。
以前から介護保険運営協議会の中で、土日の開所について話しがあり、地

域包括支援センターを運営している法人と意見交換をしました。
現状では、土日に開所するのではなく、個別ケースに応じて土日の対応を
することとしていますが、緊急時のために法人事務局に転送することや、留
守電で緊急時の連絡先の案内もしています。

また、メールでの対応や、本市が行っている 24 時間電話相談サービスの
介護相談も活用していきたいと考えております。

ふじさわ安心ダイヤル 24 については、資料 4-1、166 ページを参照
してください。

- ・委 員: 拠点を増やし利用者の利便性を高めることは今後もよろしくお願いたし
ます。基本的な質問で申し訳ありませんが、「拠点増加の設置基準」は、ど
のようなものでしょうか？
- ・事 務 局: 今までは、高齢者人口が多い地区から設置を検討してきましたが、今後は、
地理的条件や地域の特性も考慮しながら検討していきたいと考えておりま
す。

(6) 次期介護保険運営協議会の開催回数について

◆事務局から【資料 6】に基づき説明

●質問等なし

(7) その他

事務局から令和 3 年度組織改正について説明。

<非公開議題>

(8) いきいき長寿プランふじさわ 2023 について (第 5 章)

(9) 地域密着型サービス事業者等の指定状況について

3 閉会

以 上